

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(ニュージーランド産アスパラガス)

標記については、平成 2 1 年 3 月 3 0 日付け及び平成 2 1 年 9 月 2 9 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、ニュージーランド政府より登録輸出業者のリストが訂正されたとの報告を受けたことから、同事務連絡の別添 1 の 2 の別表 1 8 を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。